

添付法令資料 2 :

持続可能な経済成長を支援するための流動性管理に関する
2025年3月27日付インドネシア中央銀行規則No. 6 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 流動性管理の基本原則 (第 4 条及び第 5 条)
- 第 3 章 流動性管理の枠組み
 - 第 1 節 対象、手段及びメカニズム (第 6 条及び第 7 条)
 - 第 2 節 手段及び／又はメカニズム
 - 第 1 款 GWM (最低法定準備金) の規制 (第 8 条)
 - 第 2 款 セカンダリー・マーケットにおける国債の売買 (第 9 条)
 - 第 3 款 セカンダリー・マーケットにおけるその他の優良証券の売買 (第 10 条)
 - 第 4 款 マネー・マーケットの発展の枠組みにおける金融機関への資金投入 (第 11 条)
 - 第 5 款 プライマリー・マーケットにおける短期国債の購入 (第 12 条)
 - 第 6 款 インドネシア中央銀行により決定されるその他の手段及び／又はメカニズム (第 13 条)
 - 第 3 節 範囲 (第 14 条)
- 第 4 章 策定 (第 15 条)
- 第 5 章 実施 (第 16 条)
- 第 6 章 報告及び監督
 - 第 1 節 データ及び情報 (第 17 条)
 - 第 2 節 報告 (第 18 条)
 - 第 3 節 監督 (第 19 条)
- 第 7 章 連携及び相乗効果 (第 20 条)
- 第 8 章 説明責任及び透明性 (第 21 条及び第 22 条)
- 第 9 章 終則 (第 23 条)